関係各老人福祉施設の長 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 谷澤 正行(公印省略)

「老人福祉施設危機管理マニュアル」の一部改正等について(通知)

老人福祉施設等において事件・事故等が発生した際は、「老人福祉施設危機管理マニュアル」に基づき、所管の福祉事務所等への報告や再発防止策の実施などの対応をお願いしているところです。

このたび、社会福祉施設等の入所者や利用者の安全の確保のため、 不審者の企図的な 侵入を含めたリスクを認識し、施設の状況に応じた防犯対策を講じるため、所要の改正を 行いましたのでお知らせします。

改正後のマニュアル、新旧対照表等については、下記のとおり当課ホームページに掲載 しております。各施設におかれましては、必ずダウンロードの上全職員に周知していただ き、事故防止の取組及び事故等が発生した際の対応について、遺漏のないようお願いいた します。

なお、事故報告については漏れや遅れが多数発生していますので、速やかに御報告くださるようお願いいたします。特に、<u>死亡事故や報道される可能性のある事件・事故等については、原則発生した日のうちに(事故等の発生日が休日である場合は、電子メールやFAXではなく必ず電話でマニュアル記載の連絡先に)確実に報告してください。</u>

記

埼玉県高齢者福祉課ホームページへの掲載

<通知掲載URL>

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/korei-shisetu/oshirase20150909.html <たどり方>

埼玉県ホームページトップページの「健康・福祉」 → 「高齢者福祉」→ 「高齢者福祉施設向け情報」 → 「事業者宛て通知・案内等」 → 「規程等」 → 『「老人福祉施設危機管理マニュアル」の一部改正等について』 の各ファイルを御覧ください。

担 当 施設·事業者指導担当 電 話 048-830-3254 FAX 048-830-4781 E-mail a3240-07@pref. saitama. lg. jp

## 社会福祉施設等の防犯力強化に向けた今後の対応方策

## 1 全ての施設が速やかに行うべき対応方策

項目	対 応
危機管理マニュ アルの作成、見直 し	・各施設は、県が見直しを予定しているひな形を参考に、 個別の状況に応じた危機管理マニュアルの作成、又は見 直しを実施する。
緊急時の連絡体 制の整備	・緊急時に備え、職員間や利用者への連絡体制を整備する。
	<ul><li>緊急時に備え、直ちに警察や行政機関などに連絡出来る体制を整備する。</li></ul>
日常の点検等の 徹底	・防犯対策に関し職員会議で取り上げるなど、職員の共 通理解を図る。
	・出入口や窓の施錠が正しくできているか点検する。
	・門、塀、外灯、防犯ライト、植栽の点検・補修を徹底する。
	・警報装置、防犯監視システムなど非常時の機器が整備 されている場合、動作確認や警備会社との連絡体制の確 認を徹底する。
来訪者の対応	・来訪者用の順路、入口、受付などを明示し、外部から施設への来訪者を確認できるようにする。
	・来訪者の予定について、朝礼などで職員間の情報共有を図る。

項目	対 応
警察、行政、地域との連携の強化	・警察、行政、地域との連絡を密にし、不審者情報の把握などに努める。
	・出入りの委託業者に対し不審者発見時の通報への協力を依頼する。
防犯訓練の実施	・警察の協力、指導を得て、定期的に防犯訓練や防犯講習を実施する。
職員のメンタル ヘルス対策の強	・定期的に職員へのメンタルヘルス研修を実施する。
化	・定期的に職員のストレスチェックなどを行い、結果に 応じて個別面談などの対策を講じる。

## 2 各施設の状況に応じて検討すべき対応方策

項目	対 応
不審者の施設内 侵入防止対策	・電子錠の導入を検討する。(カードキー、暗証番号システムなど)
	・防犯対応のガラス保護フィルムの取付けや、防犯ガラ スやポリカーボネード板への改修を検討する。
	・防犯カメラ、センサーライトの設置を検討する。
	・機械警備の導入を検討する。
不審者が施設内 に侵入した際の 被害防止対策	<ul><li>緊急時通報システム(職員が常時通報装置を携帯し、 緊急時に外部に通報するシステム)の整備を検討する。</li></ul>
	・防犯用具の配備を検討する。 (例)防犯ブザー、さすまた、盾、催涙スプレー、 防犯ベスト、ネットランチャー など